

化学物質管理セミナー2023 の開催について

「特定化学物質の環境への排出量及び管理の改善の促進に関する法律」（通称：化管法）につきましては、本年4月1日から「見直し後の物質」に対するPRTR届出の対象物質の把握、SDS提供の義務付けが施行されました。PRTR制度は対象業種が限られておりますが、SDS制度は業種に関係なく、対象となる化学物質及びそれらを含む製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する全ての事業者が対象となります（見直しの概要に関しては、添付リーフレットをご参照ください）。

本施行を円滑に進めるため、全国の事業者の方を対象に法令の概要を含め見直し内容についてのセミナーを開催致しますので、幅広く会員企業様へご周知いただきたく、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

<セミナーのご案内>

化学物質管理セミナー2023

→（専用ホームページ）<https://www.prtr-sds.go.jp>

→（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023.html

以下の要領で標記セミナーを開催いたします。

<化学物質管理セミナー2023>

○開催日時

【ライブ配信】（両日ともにZOOMによる配信。秋以降に第3回、第4回を実施予定。）

第1回実務編：7月20日（木）13時00分～16時45分

第2回基礎編：7月26日（水）13時00分～15時30分

【オンデマンド配信】 秋以降に実施予定。

○演題

【基礎編】化管法（改正内容も含む）について知りたい方、化学物質のリスク評価について知りたい方など、化管法業務が初めての方や再確認したい方向けに、基本的な概要をご説明します。

演題1 化管法概要と施行について 【経済産業省】

演題2 NITEにおける化管法支援と電子届出の利点のご紹介 【独立行政法人製品評価技術基盤機構】

演題3 化学物質の適正管理とリスク評価 【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社】

【実務編】化管法に基づく PRTR 届出、SDS 作成対応（改正内容を中心に）について確認したい方、GHS 対応の SDS の作成方法、混合物の GHS 分類について知りたい方など、PRTR 届出、SDS 作成される方向けに、実際の対応含めてご説明します。

演題 1 政令改正後の化管法への対応について【経済産業省】

演題 2 PRTR 電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点【独立行政法人製品評価技術基盤機構】

演題 3 SDS 制度及び GHS 分類ガイダンスを活用した SDS・ラベル作成【SDS 研究会】

演題 4 GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs) の使用方法について【独立行政法人製品評価技術基盤機構】

○参加登録：上記専用ホームページをご確認ください。

ご不明点はこちらからお問い合わせください。

○お問い合わせメールフォーム：

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

経済産業省 製造産業局

化管法

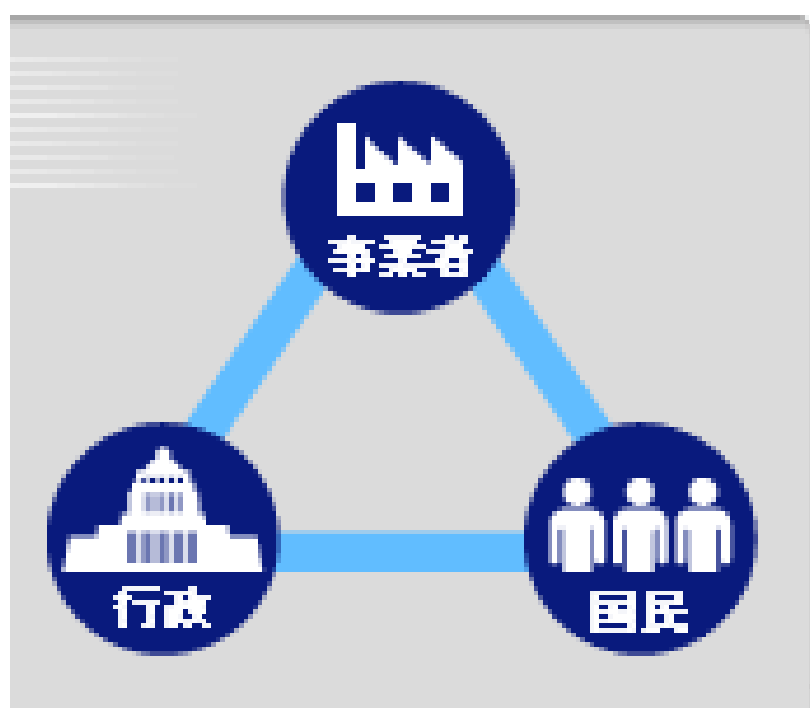
(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

のこと、ご存知ですか？

化管法とは、

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

PRTR制度



製造業、燃料小売業、廃棄物処理業など
24業種が対象！

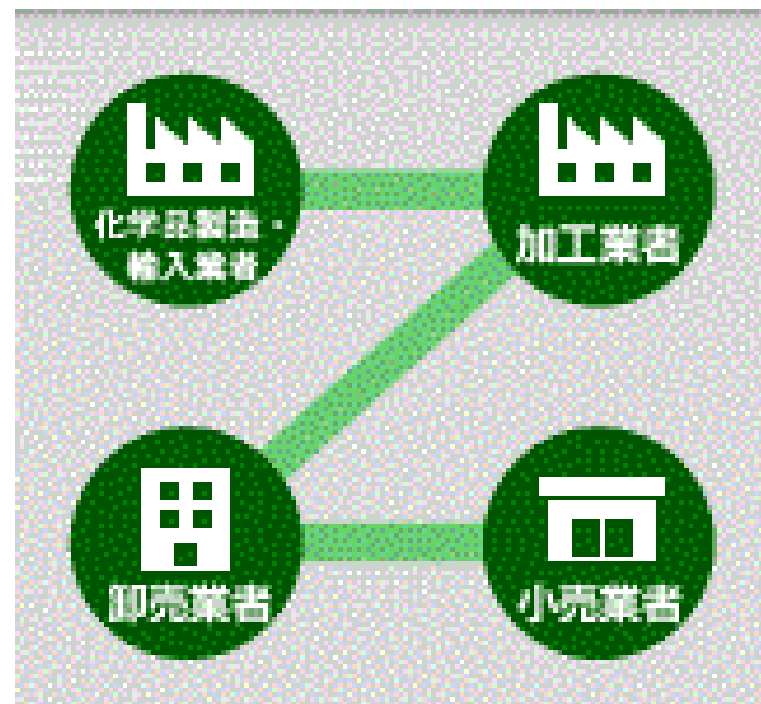
事業者は、対象化学物質を排出・移動した際に、その量を把握し、毎年度6月末までに国に届け出る義務があります。国等は、毎年2～3月に、集計データを公表しています。

※届出には便利な電子届出をご利用ください。

業種を問わず
全事業者が対象！

事業者は、他の事業者に、対象化学物質等を譲渡・提供する際に、その情報（SDS）を提供する義務があります。

SDS制度



詳細は、化管法HPをご覧ください

URL：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/

令和5年4月、化管法の対象物質が変わりました！

詳細は、化管法ホームページをご覧ください。

URL: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

- 令和3年10月に改正政令が公布され、**令和5年4月に対象物質が変わりました。**

第一種指定化学物質は**462物質→515物質**に。

第二種指定化学物質は**100物質→134物質**に。

- 従来の政令番号に代わり、**1物質ごとに固有で対応する管理番号**が付与されます。

PRTR制度では令和6年度の届出から管理番号を使用。

【改正に伴う対象物質の切替え時期】

制度	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
PRTR	事業者	把握 (改正後物質)	把握 (改正後物質)
		届出 (改正前物質 ：令和4年度分)	届出 (改正後物質) ※管理番号を使用
	国	公表 (改正前物質 ：令和4年度分)	公表 (改正後物質)
SDS	事業者	対象 (改正後物質)	

令和5年4月から対象物質が見直しされました。各サプライチェーンの事業者へ情報が行き渡るよう、改正に対応したSDSを共有していただくようご協力をお願いいたします。

化管法の概要・見直しに関するwebセミナー開催！

●化学物質管理セミナー2023（ライブ配信・オンデマンド配信）

本セミナーは、基礎編（化管法業務が初めての方や再確認したい方向けに、基本的な概要をご説明）、実務編（PRTR届出、SDS作成される方向けに、実際の対応含めてご説明）と異なるプログラムをご用意しています。

【ライブ配信】※第1回、第2回とも事前登録が必要です。秋以降に第3回、第4回を実施予定。

第1回（実務編）令和5年7月20日（木）

第2回（基礎編）令和5年7月26日（水）

【オンデマンド配信】 秋以降に実施予定

（詳細は以下をご確認ください：開催案内掲載URL）



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023.html